

石川労働局発表  
令和6年5月31日(金)

【照会先】

石川労働局 総務部  
労働保険徴収室  
室長 木谷 庄二  
室長補佐 中村 知絵  
電話 076(265)4422

報道関係者 各位

## 6月3日(月)から令和6年度労働保険年度更新の受付が始まります

労働保険(※1)年度更新(以下「年度更新」という。)とは、4月1日から翌年3月31日までの1年間(保険年度)を単位として、毎年、前年度の確定保険料の精算と当年度の概算保険料の申告及び納付を行う手続きをいいます(別添1参照)。

年度更新に必要な申告書などの書類は、5月末頃に厚生労働省から発送されます。(※2)

今年度の年度更新の手続期間は、6月3日(月)から7月10日(水)までとなっていますが、令和6年能登半島地震を受け、石川県内に所在する事業場については労働保険料等の申告・納付期限が延長されています(別添2参照)。

延長後の期限については、今後、被災後の状況等を踏まえて告示されますので、改めてお知らせします。

なお、「口座振替」により労働保険料等を納付されている事業場においては、7月10日までに申告書を提出された場合は、令和6年度全期・第1期分から労働保険料等の口座振替を実施しますので、振替の停止を希望される場合は石川労働局労働保険徴収室あて申し出てください(別添3参照)。

労働保険料の申告は、石川労働局労働保険徴収室、各労働基準監督署及び集合受付会場(別添4参照)等のほか、電子申請や郵送で行うことができます。電子申請にあたっては「GビズID」(※3)を利用することで、電子証明書が不要となり利用しやすくなっています(別添5参照)。

また、労働保険料の納付(支払)については「電子納付」又は「口座振替納付」が便利です。

※1 「労働保険」とは、労災保険と雇用保険の総称です。

※2 手続の詳細は、右の二次元バーコードを読み取り、石川労働局ホームページの掲載内容をご覧ください。

※3 「GビズID」とは、1つのIDで様々な行政サービスの利用を可能にする認証システムです。



安心して働きたい！

令和  
6年度

申告と納付はお早めに

# 労働保険の年度更新

(労災保険・雇用保険)

6.3<sub>月</sub> ~ 7.10<sub>水</sub>

- 年度更新申告書は5月末頃に送付する予定です。●口座振替による納付が便利です。
- 電子申請は時間帯を問わず、いつでも申請が可能です。是非ご利用ください。

厚生労働省年度更新お知らせページ

年度更新 お知らせ

検索

# 被災地における事業主等のみなさまへ

～労働保険料・一般拠出金の申告手続・納付についてのお知らせ～

このたびの令和6年能登半島地震を受け、労働保険料・一般拠出金の申告・納付については、次のような措置を行っております。

## 1. 申告・納期限等の延長

指定地域に所在する事業場の事業主のみなさまについては、令和6年1月1日以降に行う労働保険料・一般拠出金の申告手続や、納付についての**期限が延長**されています。(指定地域に所在する労働保険事務組合に労働保険事務を委託している場合も含まれます。)

### ■ 指定地域

富山県、石川県

### ■ 要件：特にありません

- ※1 延長後の期限（以下、「延長後期限」）については、今後、被災者の状況等を踏まえて改めて告示し、お知らせいたします。
- ※2 手続が免除されるものではありませんので、延長後期限が指定されましたら、当該期限までに手続を行っていただきますよう、お願いいたします。（令和6年度労働保険料・一般拠出金に関してお送りした年度更新申告書等の関係書類には、申告期限が『7月10日（水）』と印字されていますが、指定地域の事業主等のみなさまは、この印字にかかわらず、別途指定される延長後期限までに手続を行っていただきますよう、お願いいたします。なお、通常通り（6月3日（月）～7月10日（水）に）申告・納付手続を行うことも可能です。）
- ※3 7月11日（木）以降に電子申請にて手続を行うことを希望される場合は、管轄の労働局にご連絡ください。

## 2. 納付の猶予

令和6年能登半島地震により被害を受け、次の要件を満たす事業場の事業主のみなさまについては、**申請により**、労働保険料・一般拠出金の納付が、原則として**1年以内の期間猶予**されます。

【対象地域】すべての地域で申請可能


【要件】事業財産に相当の損失(おおむね20%以上)を受けたこと

- ※1 保険料等を免除するものではありませんのでご注意ください。
- ※2 通常の手続に合わせて、猶予の申請が必要です。
- ※3 指定地域に所在する事業場の事業主のみなさまは、まず「1. 申告・納期限の延長」をご利用いただいた後、損失の状況により、納付の猶予制度をご利用いただける場合もあります。



このリーフレットに関するご質問等がございましたら、  
最寄りの都道府県労働局又は労働基準監督署にお問い合わせください。



「口座振替」により労働保険料等を納付されている   
事業主の皆様へ

能登半島地震による納期限延長の対象事業場においても  
労働保険料等の年度更新申告書を提出された場合は、  
口座振替の引き落としが行われます。

※令和6年度労働保険料等（全期・1期）の口座振替納付から対象

令和6年能登半島地震により被災された方々に、心からお見舞い申し上げます。  
また、一日も早い復興と皆様のご健勝をお祈りいたします。

当該地震を受け、下記指定地域において、労働保険料等の申告書提出・納付等の  
期限が延長されています（以下「期限延長」）。

○ **期限延長の対象事業場**（以下「対象事業場」）

指定地域に所在する事業場等。

（指定地域内に所在する労働保険事務組合に労働保険事務を委託している場合を含みます。）

指定地域 [ 石川県 富山県 ]

この対象事業場（口座振替納付の申請手続済みのものに限る。）について、期限延長の間は、口座振替納付を停止しております。しかしながら当該地震後、多くの事業主の皆様から口座振替納付の継続を希望される声をいただいたことを受け、対象事業場においても、年度更新期間内（令和6年6月3日（月）～7月10日（水））に年度更新申告書を提出された場合は、令和6年度全期・第1期分から労働保険料等の口座振替を実施することといたします。

（繰り返しとなりますが、対象事業場におかれては、期限延長の間は申告書を提出しない（＝口座振替納付を行わない）ことが可能です。）。

申告書を提出された後に、口座振替納付の停止を希望される場合は、下記項目をご確認の上、最寄りの労働局へご相談いただけますようお願いを申し上げます。

※下記項目を記載の上、本状をお持ちいただくと確認が取れやすくなります。

- ・ 労働保険番号：
- ・ 事業場名：
- ・ 住所：
- ・ 電話番号：

※申告書の提出日が上記年度更新期間経過後であっても、口座振替の対象となる場合がありますので、詳細についてはお問い合わせください。

※令和5年度第3期及び第4期分（単独有期事業）については、延長後の納期限が決まり次第、別途納付書を発送することとしています。（納期を待たず、早期の納付を希望する場合は、最寄りの労働局へご相談いただけますようお願いを申し上げます。）

【お問い合わせ先】

厚生労働省労働基準局労働保険徴収課徴収係

電話番号：03-5253-1111（内線 5157）

## 令和6年度 労働保険年度更新申告書 集合受付日程

## 金沢労働基準監督署管内

日 時		場	所
6月18日	火	津幡町文化会館 シグナス 鶴来総合文化会館 クレイン 白山商工会議所	河北郡津幡町北中条3-1
6月20日	木		白山市七原町77
6月21日	金		白山市西新町159-2
7月5日	金	金沢駅西合同庁舎 6階 第1会議室	金沢市西念3-4-1
7月8日	月		
7月9日	火		
7月10日	水		

## 小松労働基準監督署管内

日 時		場	所
6月19日	水	小松日の出合同庁舎 6階 共用会議室 加賀地方合同庁舎 2階 会議室 小松日の出合同庁舎 6階 共用会議室 小松日の出合同庁舎 6階 共用会議室 加賀地方合同庁舎 2階 会議室	小松市日の出町1-120
6月20日	木		加賀市大聖寺菅生イ78-3
6月24日	月		小松市日の出町1-120
7月3日	水		小松市日の出町1-120
7月4日	木		加賀市大聖寺菅生イ78-3

## 七尾労働基準監督署管内

日 時		場	所
6月12日	水	七尾労働基準監督署 2階 共用会議室 七尾労働基準監督署 2階 共用会議室 ハローワーク羽咋 2階会議室 ハローワーク羽咋 2階会議室 七尾労働基準監督署 2階 共用会議室	七尾市小島町西部2
6月13日	木		七尾市小島町西部2
6月21日	金		羽咋市南中央町キ105-6
6月27日	木		羽咋市南中央町キ105-6
7月2日	火		七尾市小島町西部2

## 穴水労働基準監督署管内

日 時		場	所
6月13日	木	輪島地方合同庁舎 4階 共用会議室	輪島市鳳至町畠田99-3
6月20日	木	ハローワーク能登 2階会議室	鳳珠郡能登町字宇出津新港3-2-2
6月25日	火	輪島地方合同庁舎 4階 共用会議室	輪島市鳳至町畠田99-3

☆事務組合に係る申告書の提出は、別途指定する集合受付会場をご利用いただくか、石川労働局労働保険徴収室の窓口へ提出して下さい。

オンライン化の波と一緒に乗りこなそう

# 労働保険は電子申請

**無料で**  
**初期設定を**  
**お手伝い**  
**します。**

※詳しくは裏面へ

**GビズID**なら  
電子証明書なしで  
労働保険年度更新が  
**可能!**

※詳しくは下記特設サイトへ

**労働保険料の**  
**納付は、**  
**電子納付が**  
**便利です。**

イメージキャラクター：  
ペパレス執事

いつでもどこでも手続可能!  
カンタン・スピーディーに申請!  
ムダな時間やコストも削減!



ガブリエルくん

令和2年4月から特定の法人について  
電子申請が義務化されました。



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

労働保険の電子申請に関する詳細は「特設サイト」へ!

スマホでも!  
特設サイトは  
こちら!



受託会社：株式会社バックスグループ

# 無料で 初期設定を お手伝いします

電子申請は簡単・便利!  
オンラインで24時間いつでも  
申請や届出ができます。



費用  
**0円**

時間  
**1時間程度**

場所  
**日本全国どこでも**

日本中  
どこへでも  
お伺いします。

事前準備の  
不安や不明点を  
解消します!



お好みの方法でご参加いただけます。

**オンライン  
セミナーに  
参加する**

- どんな内容なのか聞いてみたい
- 自社でも導入可能なのか確認したい
- 会社への上申用に勉強したい

**アドバイザー  
に相談する**



- 初期設定や操作に不安がある
- 調べる時間がないので教えて欲しい
- 次の年度更新に向けて準備したい
- 訪問・オンラインが選べます



**名前** ペパレス執事  
**星座** アドバイ座 **好物** 電子化によって不要になった紙  
**自己紹介文**  
電子申請の便利さを世に広めるべくデンシ新星からやってきたヤギの執事。性格はとても温厚。特に労働保険を電子申請する際の初期設定に詳しく、丁寧に教えてくれる。あたまの角でWi-Fiを受信していて通信環境良好!

令和6年度電子申請未利用事業場アドバイザー等電子申請普及促進事業  
詳細確認やお申込みはホームページから!  
<https://denshi-shinsei.jp/>



スマホでも!

**受託会社**  
株式会社バックスグループ  
**事務局問い合わせ先**  
Mail : mail@denshi-shinsei.jp  
TEL : 03-6628-2275

## 労働保険電子申請アドバイザー申込書 (FAX用)

フリガナ 事業場名		担当者名	
TEL		メールアドレス (担当者)	
労働者数			
フリガナ 住所	〒		予約希望 <input type="checkbox"/> アドバイザー <input type="checkbox"/> セミナー

※セミナー日程は随時更新しているため、ホームページをご参照ください。

FAXでお申し込みの場合は、上記内容をご記入の上、右のFAX番号まで送信ください。 **FAX 03-6627-9989**